

平成 27 年度

古文書解読入門講座 資料

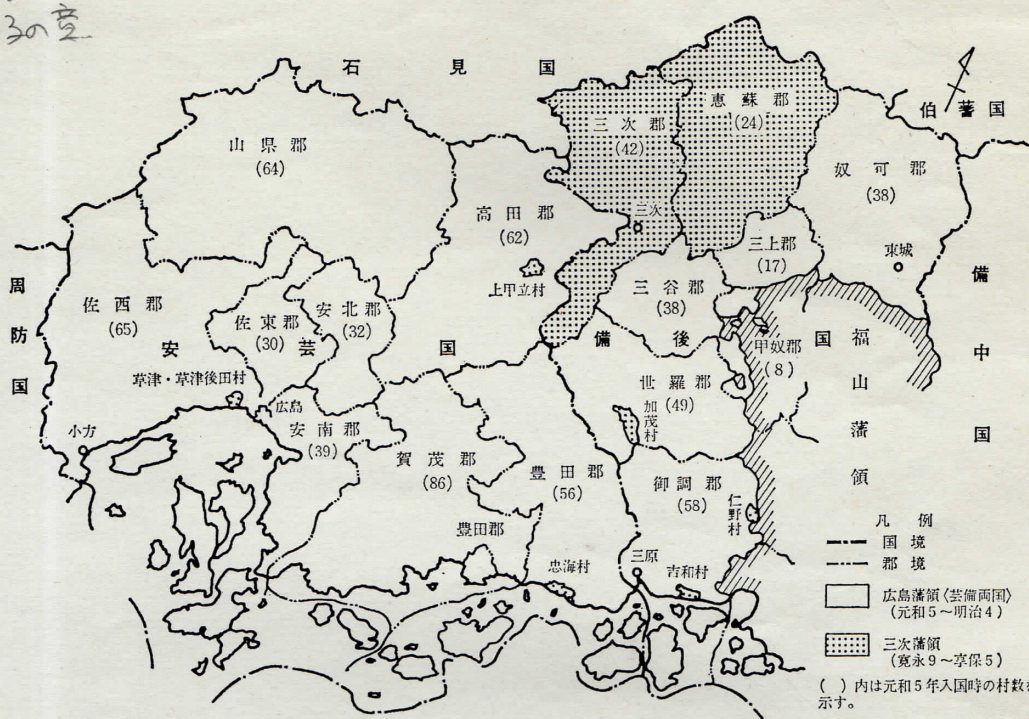
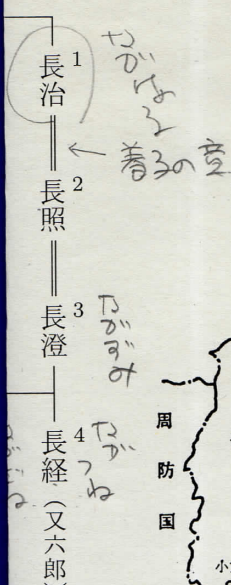
PART 3

( 7 月 11 日 配付 )

広島県立文書館

三次藩沿革

- 1632 寛永 9.11.2 浅野長治, 三次藩を分知される
- 1718 享保 3.10.2 浅野長経 (又六郎), 三次藩を継ぐ *アキ*
- 1719 享保 4.4.23 浅野長経, 死去
- 1719 享保 4.10.25 浅野長寔 (主鈴), 三次 5 万石を分知される
- 1720 享保 5.5.21 浅野長寔 (主鈴), 死去し, 再び所領を本藩に還付



広島藩領と三次藩領

⑩ 様 たみシヨウ

様様様様様  
 源源源源源

⑨ 無 ななムブ

無無無無無  
 此此此此此  
 此此此此此

⑧ 印 しるし

印印印印印  
 印印印印印

⑦ 得 えうと

得得得得得  
 得得得得得  
 得得得得得



13 差

サシ  
サシヤ  
サシヤ

差差差差差  
差差差差差  
差差差差差

14 遺

ユイ  
ユイ  
ユイ

遺遺遺遺遺  
遺遺遺遺遺  
遺遺遺遺遺

15 證

シヨウ  
シヨウ  
シヨウ

證證證證證  
證證證證證  
證證證證證

16 趣

ソウ  
ソウ  
ソウ

趣趣趣趣趣  
趣趣趣趣趣  
趣趣趣趣趣

21 應

オウ  
オウ  
オウ

應應應應應  
應應應應應  
應應應應應

22 置

オキ  
オキ  
オキ

置置置置置  
置置置置置  
置置置置置

23 願

ガン  
ガン  
ガン

願願願願願  
願願願願願  
願願願願願

29 我

ワ  
ワ  
ワ

我我我我我  
我我我我我  
我我我我我

30 次

ジ  
ジ  
ジ

次次次次次  
次次次次次  
次次次次次

31 老

ロウ  
ロウ  
ロウ

老老老老老  
老老老老老  
老老老老老

32 組

クミ  
クミ  
クミ

組組組組組  
組組組組組  
組組組組組

33 頭

カズ  
カズ  
カズ

頭頭頭頭頭  
頭頭頭頭頭  
頭頭頭頭頭



17 敷

ひろまはく

敷敷敷敷敷  
敷敷敷敷敷  
敷敷敷敷敷  
敷敷敷敷敷

18 断

ミミににダダ  
ミミににダダ  
ミミににダダ

断断断断断  
断断断断断  
断断断断断  
断断断断断

19 作

たなつツササ  
つすりる

作作作作作  
作作作作作  
作作作作作  
作作作作作

20 能

ノダド  
ノダド  
ノダド

能能能能能  
能能能能能  
能能能能能  
能能能能能

24 輕

ケイ  
かろい  
かろい

輕輕輕輕輕  
輕輕輕輕輕  
輕輕輕輕輕  
輕輕輕輕輕

25 品

ヒホヒ  
ひしほ

品品品品品  
品品品品品  
品品品品品  
品品品品品

26 決

ケツ  
きめる  
きめる

決決決決決  
決決決決決  
決決決決決  
決決決決決

27 兩

フリヨウ  
ふたにび

兩兩兩兩兩  
兩兩兩兩兩  
兩兩兩兩兩  
兩兩兩兩兩

28 有

オウ  
まもあ  
まもあ

有有有有有  
有有有有有  
有有有有有  
有有有有有

34 聞

モン  
きく  
きく

聞聞聞聞聞  
聞聞聞聞聞  
聞聞聞聞聞  
聞聞聞聞聞

定

- 一 此度願之通主鈴方江我等於領内  
 五万石内分之儀就<sub>下</sub>被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候、唯今迄  
 三次在任、并在江戸詰之輩、主鈴方江  
 奉公申付候間、可抽<sub>二</sub>忠勤<sub>一</sub>事、  
 内分之事に候得者、主鈴方子孫に至迄  
 御朱印之御願無<sub>レ</sub>之様何茂も急度  
 相心得、後來跡職相勤候者江茂堅申  
 送此旨可<sub>二</sub>相守<sub>一</sub>候、主鈴方江差遣候證文  
 之趣、聊相違仕間敷事、
- 一 主鈴方幼少之儀昼夜無<sub>二</sub>油斷<sub>一</sub>心を附  
 守立之儀可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>專要<sub>一</sub>候、并家中之者共  
 行儀作法能相<sub>レ</sub>慎、本家之儀疎畧存  
 間敷事、
- 一 向後者准<sub>二</sub>本家之作法<sub>一</sub>其相應に申  
 合相勤仕置<sub>二</sub>其外諸願<sub>一</sub>訴訟惣而  
 何によらず輕キ品迄茂本家江相達候  
 上可<sub>二</sub>決斷<sub>一</sub>事、
- 一 主鈴方出府候者、用人共内壹兩人宛  
 在江戸仕、家中之輩代り可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>  
 勤番<sub>一</sub>事、
- 一 公儀向勤等之儀、又者御願之品有<sub>レ</sub>之

【注】

- 「内分」 將軍家から正式に大名として認められない形の分家を作ること。幕府の許可を得ずに分家するわけではない。
- 「仰出」 仰せ出すの主語は幕府。
- 「抽ず」 人一倍あらわす。
- 「後來」 将来。こののち。
- 「跡職」 家督・財産。
- 「御朱印」 大名が將軍からもらう領地朱印状のこと。
- 「仕置」 ①処置すること。采配すること。②取り締まること。秩序を維持すること。③処罰・処分・成敗。
- 「出府」 (參勤交代で) 江戸へ出ること。
- 「用人」 大名・旗本などの家で、財務や内外の雑事をつかさどった役人。
- 「壹兩人」 一人か二人。
- 「格別」 ともかくとして。別にして。
- 「在国」 広島に在ること。
- 「組頭」 大名・武家の家臣の職制の一つ。馬廻組・弓組・鉄砲組などの組の長。
- 「下知」 上から下へ指図すること。命令。
- 「誓詞」 起請文のこと。自分の行為・言説にうそ・いつわりのないことを神仏に誓う形で相手に表明する文書。

「安去」 公立安去。一島春三氏所蔵。





## 三次藩の概観

『藩史大事典』第6巻 中国・四国編 雄山閣、平成二年

寛永九年（一六三二）十一月、広島藩主浅野光晟の庶兄因幡守長治が、幕府の内意もあって、光晟の領知高の内五万石を分知されて、備後国三次に支藩を立てたものである。

これより先、急逝した父長晟を襲封した光晟は、家康の三女振姫を母としたが、まだ十六歳の若さであったので、三歳年長の長治にその後見を期待し、また本藩の継嗣の断絶に備えようとするものであったようである。十一月二日付の領知朱印状によると、備後国で三次・恵蘇両郡全部と御調・世羅両郡の一部を合わせた計六九ヶ村四万七五〇石余と、安芸国で佐西（寛文四年、佐伯）・豊田・高田三郡の一部計三ヶ村二八四〇石余で、総計五万石であったが、この内三万五七五〇石が蔵入で、一万四二五〇石が給知に宛てられた。

家老山田監物以下、家臣団のほとんどが宗家の家中から割いて付けられたものである。長治は、立藩直後の家中法度で、「広島年寄共へ相談可仕事」と、本藩の重臣に相談すべきことを指示しているが、本藩からの自立性は強くなかったようである。

しかし、幕府との関係でいえば独立の大名として扱われた。江戸城では柳間に伺候し、江戸藩邸は上屋敷が永田馬場向屋敷で、芝高縄に下屋敷があり、大坂でも江戸堀五丁目蔵屋敷を設けていた。また、慶安元年（一六四八）の石見国浜田城在番をはじめ、寛文六年（一六六六）丹波国宮津城在番、元禄十一年（一六九八）水野氏改易時の福山城請取りや、宝永四年（一七〇七）江戸浜御殿の普請手伝いなど、幕府公役も独自に勤めなければならなかった。

三次藩の支配は、新しく取立てられた大名であっただけに、積極的なものがあつた。三次城下町の起こりは、比羅山に拠城を設けた毛利時代の三吉広高、福島時代の尾関正勝に遡ることができるが、本格的な城下町の経営は長治の入りによるといえるようである。長治は城郭は設けなかったが、門田川（西城川）・原川（馬洗川）・江川に囲まれた三吉町のほぼ中央に設けられた御館（藩主居館）を中心として、その周囲に家老山田監物以下五人の家臣団の侍屋敷を配し、その東・南部に町屋敷を置いて町人町を形成し

産の海上輸送を差配させた。三次城下で鵜飼を始めたのも長治の代であると伝えられる。美濃国から鮎の卵種を求め、また山城国から鯉の卵種を得て、城下付近の川に放流して河川漁業を奨励したという。長治はまた好字で、尾関山上に発蒙閣を建て天体を観察したことが伝えられている。

しかし三次藩領の大部を占める三次・恵蘇両郡は、寒冷の地で山間僻村が多く、免（年貢率）も低位であり、貢租収入は不安定であった。幕府の公役の負担などもあって、寛文期以降になると京・大坂での借財が累積して、財政の危機が慢性化している。すでに寛文年間には銀札を発行しているようであるが、貞享四年（一六八七）の触によると、領内の銀札遣いを徹底させ、領内外の正金銀を藩庫へ吸い上げ、財政補填策をもくろんでいたことが知られる。

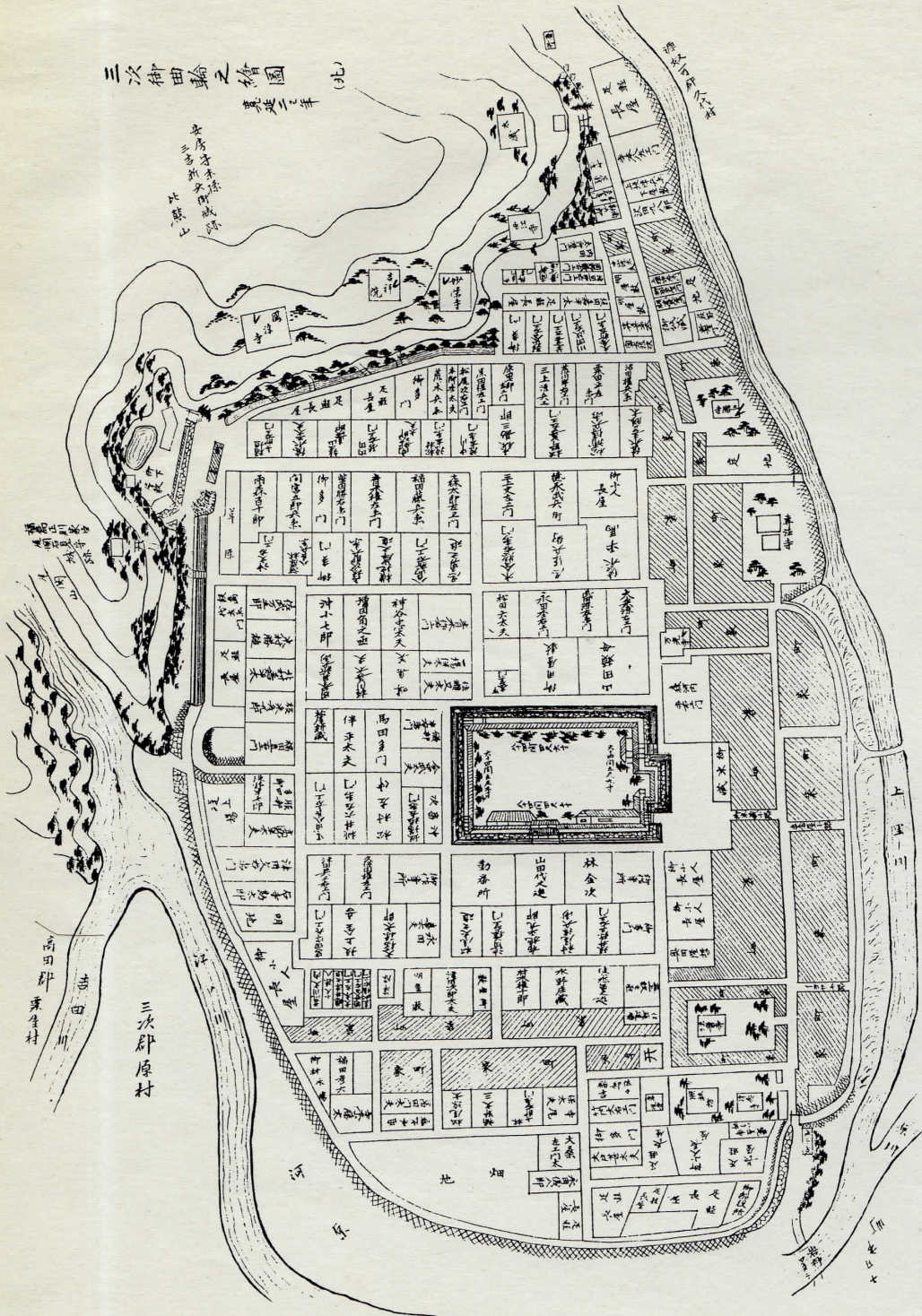
長治は嗣子がなく、本藩主光晟の三男長照を養嗣子としたが、延宝三年（一六七五）正月長治が卒去し、三月、長照が遺領を継いだ。長治は、戒名鳳源院俊岳了英、三次鳳源寺に葬る。長照は、病気勝のため在府を願い出て、ほとんど入国しなかった。嗣子もなかったため、本藩主綱晟の次男長澄を養子としたが、元禄四年（一六九二）十二月二日致仕して、長澄が襲封した。長照の戒名は、騰雲院壁龍禪梭、江戸貝塚青松寺に葬る。長澄の代、藩財政の危機はいよいよ深化している。この頃、当初五〇人余であった家臣団が三〇六人にふえ、その内、知行取が一〇〇人を数えるに至り、給知高二万二四二石に膨張して藩財政を圧迫した。その対策として、長澄は元禄十二年（一六九八）、諸藩を渡り歩き藩政改革に敏腕を振ったといわれる松波勘十郎を招いて、財政改革に当たらせるとしている。松波は、家中の禄米をすべて藩札支給に切り替え、百姓に対しては諸掛米や諸運上銀および未進米銀を免除する代わりに、年貢率を引き上げ、さらに鉄座と紙座を新設して藩専売制を実施し、年貢米・鉄・紙類を大坂に廻送して「大坂大借銀」を返済するという、思い切った財政改革を敢行したのである。その仕法があまりにも急進的であったこともあって、家中の反感が募り、農民も動揺したので、松波は同十五年に罷免されて、仕法も撤回された。長澄は、享保三年（一七一八）八月卒去。戒名天柱院霖応能山、三次鳳源寺に葬る。

長澄のあと、嗣子長経が九歳で襲封したが、翌四年四月はかなくも病没した。戒名鳳章院孝嶽紹胤、江戸貝塚青松寺に葬る。長経のあと弟主鈴は

た、寛永十年（一六三三）広島から多数の職人の移住したことが伝えられている。三吉氏以来の吉祥院・三勝寺、尾関氏代の照林坊などとともに、新たに常蓮寺や鳳源寺などが創建されて、町の体裁はいっそう整った。

三次町が山間部にあるため、領分に入れられた瀬戸内沿海部の豊田郡忠海と佐西郡草津の海港としての意義は大きかった。忠海に植木助六を船奉行として置き、三次から陸路忠海へ出る道路を整備して、年貢米や領内物

また六歳の幼年であつたので、ここで三次藩はいったん断絶となり、遺領は本藩に還付された。しかし、本藩主吉長はとくに幕府に請うて、十月主鈴に内証分五万石を分与し、長寔と改名して三次浅野家を再興させた。しかし、この長寔も翌五年五月早逝したため、ここに三次浅野家はまったく断絶し、遺領はふたたび本藩に還付されたのである。長寔の戒名瑞麟院丹霄乘雲、江戸貝塚青松寺に葬る。



平成 27 年度

古文書解読入門講座 資料

PART 4

( 7 月 25 日 配付 )

広島県立文書館

## 古文書の取扱い方（まとめ）

- 古文書（原文書）は図書やコピー等とは異なり、その1点しか存在しない。  
その古文書が失われると、それに記された歴史的な事実は永遠に葬られてしまう。
  - 汚損や破損を避けることを第一に考える。  
形を変えない。元に戻せる。
- 筆記用具
  - ・ 鉛筆かシャープペンシルを使用すること（Bなどの柔らかい芯）。  
インクを使ったものは不可（万年筆・ボールペン・マジック等）。
    - インクは消せない。汚損・破損の原因となる。
  - ・ のりつきの付箋は使用しない。（剥がせない）
- 古文書に接するとき
  - ・ 書き込みなどはしない。
  - ・ 飲み物・食べ物類は遠ざける。
  - ・ 文書をめくるときに唾をつけない。（無意識にするので要注意）
  - ・ 文書を広げてみた後は、必ず元の形に戻す。
    - 折り畳み方（折り方を確認しながら広げる）
    - こよりなどでの一括（結び目もなるべく解かない）
    - 冊子のなかの挿入文書
  - ・ 文書がもとあった場所に正確に戻す。
  - ・ 現在ある状態を勝手に変えない。
- 破損などに対する処置
  - ・ 補修が必要だと思っても、実行は慎重に。
  - ・ 化学のりやセロテープは厳禁。（剥がせない）
  - ・ ホッチキス・クリップ等の金属製品も厳禁。（錆びる）
  - ・ 見栄えをよくしたり、使いやすいようにという発想には要注意。
- コピーと借用
  - ・ コピーはなるべく使わない。（紙の繊維がずたずたになる）
  - ・ 借用する場合には、必ず借用書を書く。（口約束はトラブルのもと）

→借用書の内容（借用者の住所・氏名・電話番号、借用文書の点数・リスト、借用期限、その他の借用条件）

【面積】秀吉が定めた一町 $\equiv$ 一〇段、一段 $\equiv$ 一〇畝、一畝 $\equiv$ 三〇歩という単位が用いられた。

町  
町  
町

段はほとんど反の字をあてている。

段  
反  
反  
反

畝は偏の部分のナベフタが省略されるのがふつうである。

畝  
反  
反  
反

歩の字は、くずしも音も通じる分の字をあてることがある。分はひどくくずれると、平仮名の「ら」、さらに片仮名の「ト」に近くなる。

歩  
歩  
歩  
歩

一坪 $\equiv$ 一歩であるが、坪は主として宅地、建物などに用いるほか、土坪・石坪など、六尺立方の土・石を表わす単位にも用いられる。

反 $\equiv$ 99a(0.99ha)  
10畝 $\equiv$ 9.9a(990m<sup>2</sup>)  
畝 $\equiv$ 0.99a(99m<sup>2</sup>)  
坪 $\equiv$ 3.3058m<sup>2</sup>

【貨幣単位Ⅰ「銀」】銀は秤量貨幣であるから、いちいち秤にかけて、その実量を値とした。従って、その単位は貫・匁である（重さの項参照）。匁以下は分・厘であらわす。大坂を中心とした西日本で主として用いられ、小額のものには銭で取引きされた。

1貫目(匁) = 1000匁  
1匁(目) = 10分  
1分 = 10厘

【貨幣単位Ⅱ「銭」】銭の単位は文である。文の字はくずしがはげしく、一字だけ切り離したら決して文とは読めないものが多い。一〇〇〇文が一貫で、この場合も「文」の字をあてることがある（重さの項参照）。貫の単位きっかりで、文の単位にわたらない場合は、貫文と記す。

文  
文  
文  
文

00文

1両=4分  
 1分=4朱  
**【金・銀・銭の換算率】**  
 1両=銀50匁=銭4貫文  
 (1609~1700年)  
 1両=銀60匁=銭4貫文  
 (1700年~)  
 \*上記は公定換算率であり、実際には変動相場制であった。

朱 分 両  
 兩 兩 兩  
 兩 兩 兩  
 兩 兩 兩  
 兩 兩 兩

金九拾八兩式朱ト銭三拾八文  
 というふうに、銭で表現した。  
 一貫文(匁)=100  
 1町=10反  
 1反(段)=  
 1畝=30歩  
 1歩=1坪  
 【貨幣単位Ⅰ(金)】 金貨の単位は兩・分・朱(一兩Ⅱ四分、一分Ⅱ四朱)の四進法である。小判一枚が一兩。「江戸の金づかひ・大坂の銀づかひ」と言って、金貨は「として將軍のお膝もとである江戸を中心に用いられていた。」  
 兩・分・朱以下の小額部分については、

表28 広島藩の領知高

国	郡	知行帳(元和5)		寛文印知(寛文4)		同左・三次領		
		村数	高	村数	高	村数	高	
安芸	沼田	30	16,505.214	同左	同左	2	152.575	
	佐伯	65	34,798.070	63	34,645.495			
	豊田	57	51,414.858	55	49,674.943			
	山県	64	28,518.669	同左	同左			
	高宮	32	16,193.796	"	"	2	1,739.915	
	賀茂	86	49,298.892	88	"			
	安芸	高田	62	43,075.002	64	46,406.306	1	985.820
	広島新開		1,329.180					
	同町はずれ		372.190		(記載なし)			
		小計	434	266,862.556	425	266,600.000	5	2,878.310
備後	御調	57	29,269.104	57	28,472.524	2	796.580	
	世羅	49	29,571.425	48	28,283.952	1	1,287.473	
	三箱	38	18,156.255	同左	同左	42	22,950.071	
	三次	42	22,950.071					
	三恵	24	21,729.806	"	同左	24	21,729.806	
	三上	17	12,780.562	"	"			
	奴可	38	17,468.016	"	"	}	225.212	
	甲奴	8	4,513.479	"	"			
	鉄役		447.720					
	ふき役		326.750					
後	かなな役		144.000					
	小計	273	157,382.444 (157,357.188)	206	109,900.000	69	47,121.690 (46,763.930)	
合計		707	424,245.000 (424,219.744)	631	376,500.000	74	50,000.000 (49,642.240)	

元和5年「安芸国・備後国知行帳」、寛文4年「徳川家綱領知判物・目録」(『近世資料編』II)による。( )は実計算の数値

『広島県史』近世1



二 年貢の徴収と戸口調査

江戸時代、領主は「村」を単位として村民を支配した。領主から課せられた年貢は、村の責任で納入しなければならぬため（年貢村請制）、免状の交付があると、村で支配的な地位にある庄屋は、農民への割付、徴収、上納の全過程を掌握し、さまざまな文書を作成した。

村の戸口調査も庄屋にとって重要な職務の一つであった。戸口調査には数年おきに実施される人馬改めと、毎年行われる宗旨改めがあった。庄屋が作成するこれらの改め帳をもとに領主は夫役を徴収し、家族の異動（出生・移動・死亡）までも完全に掌握したのである。改め帳作成に当たって、藩は「革田」を「百姓」とは別に末尾に書き上げさせたり、別帳仕立てにさせることによって、村のなかに差別的な身分編成をもちこんだ。



寛世羅郡

高島藩家年貢免状在村

物成

米

庄屋

日村

物成

米

庄屋

米

庄屋

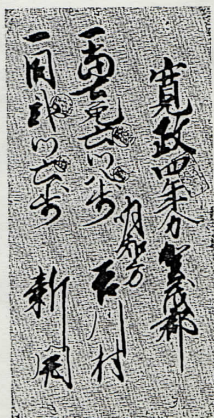
西山

庄屋

川上

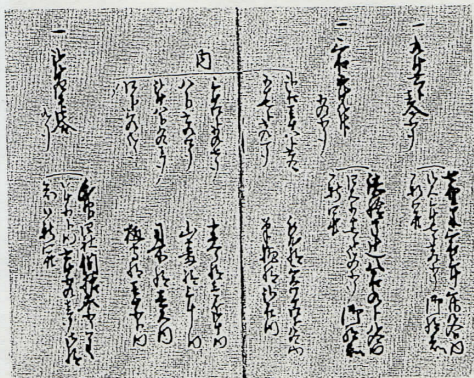
庄屋

1 世羅郡敷名村の免状 文政10年(1827)  
 村の年貢徴収事務は「免状」の交付から始まる。「免」とは年貢率のことで、記載されている「高付四ツ四歩七厘」とは、敷名村明知方分の高144石1斗3合の44.7%にあたる64石4斗1升4合が「物成」(年貢)であり、「口米」(附加税)1石2斗8升8合を合わせた「定物成」65石7斗2合、及び新開分3升4合を合わせた65石7斗3升6合の米を、この年村の責任で納入しなければならないことを示している。



12 賀茂郡吉川村の門張り 寛政4年(1792)

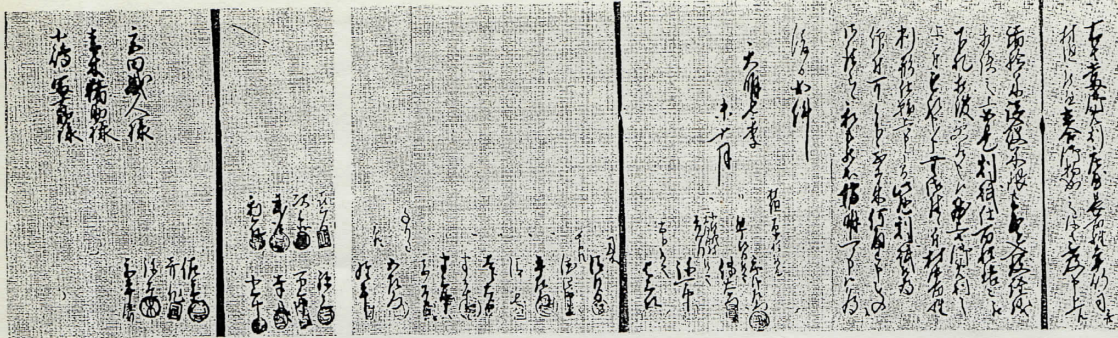
免状が下付されると、庄屋はその年の免を公表し、村民に周知徹底させるため、門前にこの「門張り」を掲示した。



13 賀茂郡吉川村免割帳 天明7年(1787)

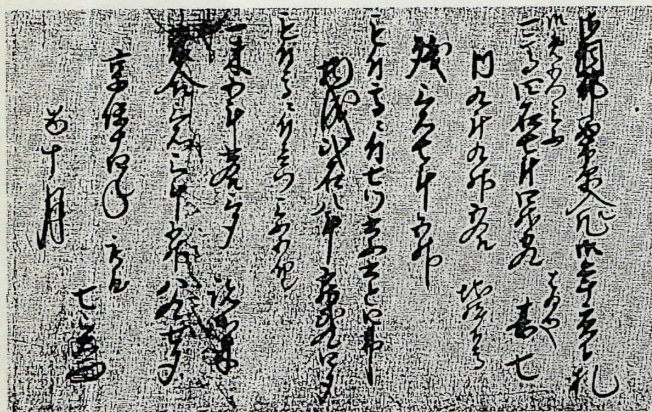
村では、免状で示された田畑・屋敷に課せられた定物成以外の、小物成や、村役人の給米、紙・筆・墨・油等の消耗品費など、村の運営に当たって必要とされる経費(村人用)の諸負担を、村民一軒ごとに割り付けて賦課する台帳と





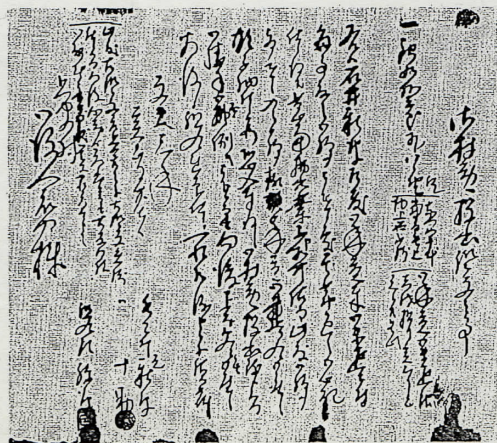
14 賀茂郡吉川村免割帳の奥部分 天明7年(1787)

免割帳の作成にあたっては、村役人の恣意が入り込む余地をなくするため、その村の庄屋・組頭・長百姓だけでなく、同じ下西条組の原村等の庄屋までもが立ち会って行われた。彼らは帳面に各自捺印し、その内容を村民にも説明して不服のない証拠として捺印させたのち、郡役所に提出して承認をうけた。



16 御調郡栗原入作年貢下札 享保14年(1729)

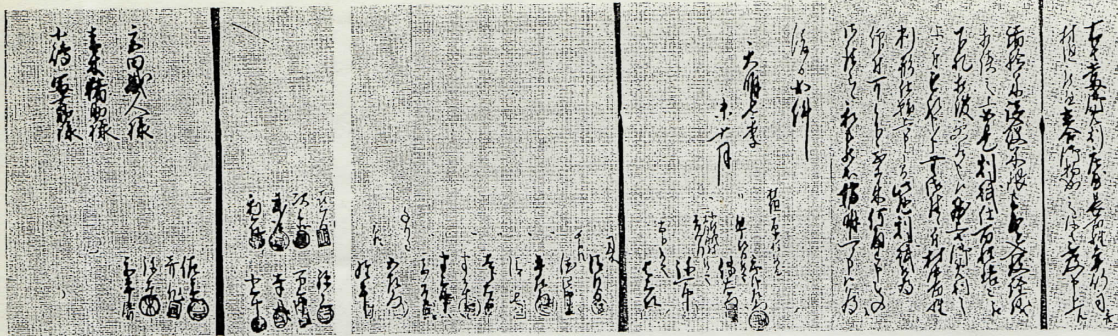
つぎに、免割帳に基づいて村民一軒ごとに「年貢下札」が作成され、納入すべき額が示された。この文書は、御調郡栗原村に高四石七斗四升五合の耕地をもつ尾道商人灰屋甚七に宛てられた年貢下札で、諸出米を合わせて三石三斗五升八合余の負担となっている。十二月二十八日に納入が終わり、「皆済」となったことが裏書に記されている。



18 村方へ投出証文 文久3年(1863)

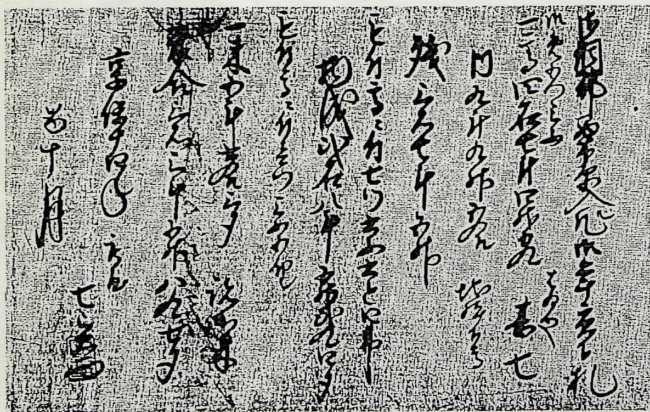
不作やその他の理由で年貢が支払えない農民は大変不幸な境遇となった。藩へ納入するため村役人などが一時的に立て替えた米銀は、田畑を質入・売却してまでも支払わねばならなかったからである。高宮郡上中野村の新平は、前年の屋敷地の年貢(銀九一匁五分八厘余)を納入できないため、その屋敷を村へ投げ出して売却してもらわざるを得なくなった。この文書は、同じ組合の孫平と連印して、その事実がまちがないことを誓約した証文である。なお、この証文は、一度紛失し、再度作成されたもので、同じ内容のものが提出されてもその効力はないことが書き添えられている。





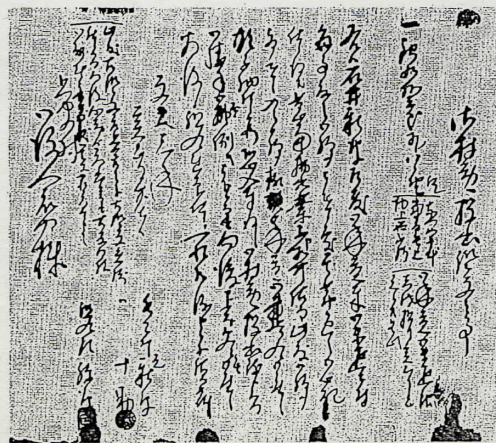
14 賀茂郡吉川村免割帳の奥部分 天明7年(1787)

免割帳の作成にあたっては、村役人の恣意が入り込む余地をなくするため、その村の庄屋・組頭・長百姓だけでなく、同じ下西条組の原村等の庄屋までもが立ち会って行われた。彼らは帳面に各自捺印し、その内容を村民にも説明して不服のない証拠として捺印させたのち、郡役所に提出して承認をうけた。



16 御調郡栗原入作年貢下札 享保14年(1729)

つぎに、免割帳に基づいて村民一軒ごとに「年貢下札」が作成され、納入すべき額が示された。この文書は、御調郡栗原村に高四石七斗四升五合の耕地をもつ尾道商人灰屋甚七に宛てられた年貢下札で、諸出米を合わせて三石三斗五升八合余の負担となっている。十二月二十八日に納入が終わり、「皆済」となったことが裏書に記されている。

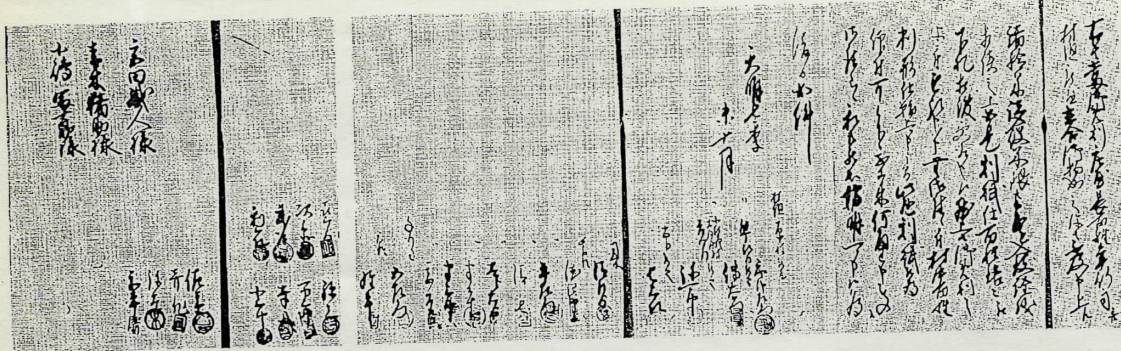


18 村方へ投出証文 文久3年(1863)

不作やその他の理由で年貢が支払えない農民は大変不幸な境遇となった。藩へ納入するため村役人などが一時的に立て替えた米銀は、田畑を質入・売却してまでも支払わねばならなかったからである。高宮郡上中野村の新平は、前年の屋敷地の年貢(銀九一匁五分八厘余)を納入できなかったため、その屋敷を村へ投げ出して売却してもらわざるを得なくなった。この文書は、同じ組合の孫平と連印して、その事実がまちがないことを誓約した証文である。なお、この証文は、一度紛失し、再度作成されたもので、同じ内容のものが提出されてもその効力はないことが書き添えられている。

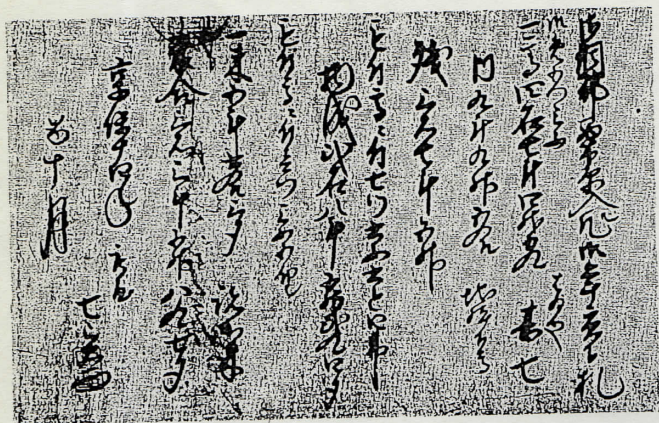
なる「免割帳」が十月中に作成された。





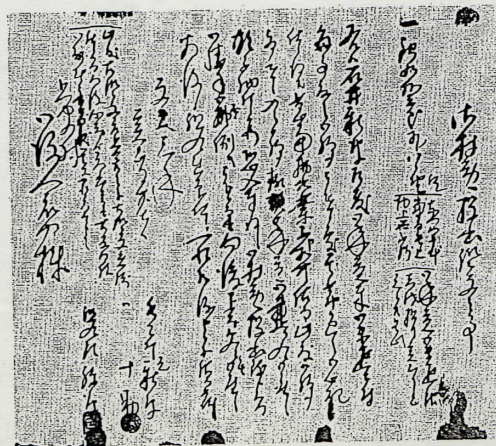
14 賀茂郡吉川村免割帳の奥部分 天明7年 (1787)

免割帳の作成にあたっては、村役人の恣意が入り込む余地をなくするため、その村の庄屋・組頭・長百姓だけでなく、同じ下西条組の原村等の庄屋までもが立ち会って行われた。彼らは帳面に各自捺印し、その内容を村民にも説明して不服のない証拠として捺印させたのち、郡役所に提出して承認をうけた。



16 御調郡栗原入作年貢下札 享保14年 (1729)

つぎに、免割帳に基づいて村民一軒ごとに「年貢下札」が作成され、納入すべき額が示された。この文書は、御調郡栗原村に高四石七斗四升五合の耕地をもつ尾道商人灰屋甚七に宛てられた年貢下札で、諸出米を合わせて三石三斗五升八合余の負担となつている。十二月二十八日に納入が終わり、「皆済」となつたことが裏書に記されている。



18 村方へ投出証文 文久3年 (1863)

不作やその他の理由で年貢が支払えない農民は大変不幸な境遇となつた。藩へ納入するため村役人などが一時的に立て替えた米銀は、田畑を質入・売却してまでも支払わねばならなかつたからである。高宮郡上中野村の新平は、前年の屋敷地の年貢(銀九一匁五分八厘余)を納入できないため、その屋敷を村へ投げ出して売却してもらわざるを得なくなつた。この文書は、同じ組合の孫平と連印して、その事実がまちがないことを誓約した証文である。なお、この証文は、一度紛失し、再度作成されたもので、同じ内容のものが提出されてもその効力はないことが書き添えられている。

なる「免割帳」が十月中旬に作成された。



○検見制  
(秋免)  
収穫前に藩から役人を派遣し、毛(稲穂)の実りぐあいを検査して年貢を決定する。収穫期まで年貢が決まらない。

○定免制  
過去数年の収穫量の平均を基礎として年貢を定め、その一定量を凶作・豊作の年でも変更しない。

5 年貢納入の手順

①免状  
その年の免を正式に村へ通達する(三月〜六月)。

②免割目録  
免状にもとづき、村高に対する免(諸引方を除いた毛付高に対する免)をもとに、定物成・口米(物成一石につき二升)・小物成・種米(利足)・村入用などの百姓負担額を割り付けたもの。村役人の連名で代官に承認を求めた。村役人の不正を防ぐため、免割目録の作成に当たっては、全農民の立会いの元で厳重に行われ、公平に吟味された。

③年貢下札  
定物成・小物成・運上銀・村入用などが米納分と銀納分とに分けて記載され、農民は期日までに年貢を納入しなければならない。俵は三斗入りであるが、込米して二升程度余分に入れさせられた。

④皆済目録  
農民からの年貢米は村の郷蔵などに集め、農民が広島などの米蔵へ運送する。村方全体の上納が済むと、皆済目録が代官など(給知では給人)から村へ下付される(〜十二月中)



三次	三谿	世羅	御調	恵蘇	三上	甲奴	葦田	品治	沼隈	奴可	神石	深津	安那	延喜式
三次	三谿	世羅	御調	恵蘇	三上	甲奴	葦田	品治	沼隈	奴可	神石	深津	安那	倭名抄
三次	三谿	世羅	御調	恵蘇	三上	甲怒	蘆田	品治	沼隈	奴可	神石	深津	安那	天保郷帳
三次	三谿	世羅	御調	恵蘇	三上	甲奴	蘆田	品治	沼隈	奴可	神石	深津	安那	郡区
三次	三谿	世羅	御調	恵蘇	三上	甲奴	蘆田	品治	沼隈	奴可	神石	深津	安那	郡制
広島県														

高田	高田	高田	高田	高田	高田
----	----	----	----	----	----



テキスト 8 解読文

覚

一高百石

高二付四ツ四歩七厘

物成四拾四石七斗

去土免二七厘上り

口米八斗九升四合

二口合四拾五石五斗九升四合

一高六百四拾七石壹升

高二付四ツ五歩四厘

物成貳百九拾三石七斗四升三合

去土免二七厘上り

口米五石八斗七升五合

二口合貳百九拾九石六斗壹升八合

右當土免如レ此相究者也

元禄十年三月 野田三太夫

川北孫右衛門

庄屋

治左衛門

与頭共

高宮郡

桐原村

明知方

給知方

第4-10表 桐原村の給人と知行地の荒高

給人名	文化 7			文化 9			備考
	A	B	C	A	B	C	
竹腰 喜十郎	53.365	10.8617	20.4	53.365	10.8617	20.4	
御牧 衛 守	17.732	3.609	"				知行400石
河原 勇次郎	71.636	14.5827	"	71.636	14.5827	"	知行150石 代官、郡廻り
団 一 学	89.895	18.299	"	89.895	18.299	"	
梶川 助次郎	21.911	4.460	"	21.911	4.460	"	
武井 牛之助	51.323	10.447	"	51.323	10.447	"	
田上 武平次	15.000	3.5033	23.4	15.000	3.5033	23.4	知行550石 御歩行頭、御持弓 御留守居役騎馬頭、御用人
三田村 左門	23.500	4.784	20.4	23.500	4.784	20.4	知行240石 馬廻
味木金左衛門	50.000	10.1781	"	50.000	10.1781	"	
近藤 清 助	30.000	6.105	"	30.000	6.105	"	
湊 喜兵衛	41.454	8.4386	"	41.454	8.4386	"	普請奉行 槍奉行
井上弥次兵衛	74.526	15.170	"				
渡部 清 藏	12.840	2.613	"	12.840	2.613	"	
天野 本 藏	35.864	7.3001	"	35.864	7.3001	"	
寺西 盛 登	76.486	15.469	20.2				
野田 滝之助	55.556	11.309	"	55.556	11.309	"	
井上宇右衛門				57.603	11.7242	20.4	
寺西 直 人				59.301	12.0707	"	郡廻り代官
安井 甚太郎				43.215	8.7964	"	
小 計	721.088	146.7771	20.4	712.463	145.0215	"	
明 知	25.922	5.2764	"	34.547	7.032	"	
計	747.010	152.0535	"	747.010	152.0535	"	

注1. 桐原村各年免割帳にて作成

2. A:知行高(石)

B:古荒川成高(石)

C:B/A×100 (%)

テキスト 9 解読文

口上

一私儀、近來不身上二付年々御世話二

罷成申候處、又當年御年貢等取欠

難儀仕候根本ハ、博業等取扱申候二付

右之仕合と奉レ存候、後向博業不レ及レ申、

そむきもうすまじく

万事身をつゝし、御心二背申間敷

候間、宜御相談被成、田地等少々も残り

申候様二被成可被下候、然者ほり作り共仕、妻子

共養ひ、生々世々悦可申候、右之通

定平儀も同意、毛頭相違無御座一候、

此上ハ諸事被御心を附、御厚志之段

奉願上候、爲後日一あやまり之一札如件

寛延元 辰 十二月

次左衛門 (略押)

定 平 (略押)

證人 三郎右衛門 (略押)

小兵衛様

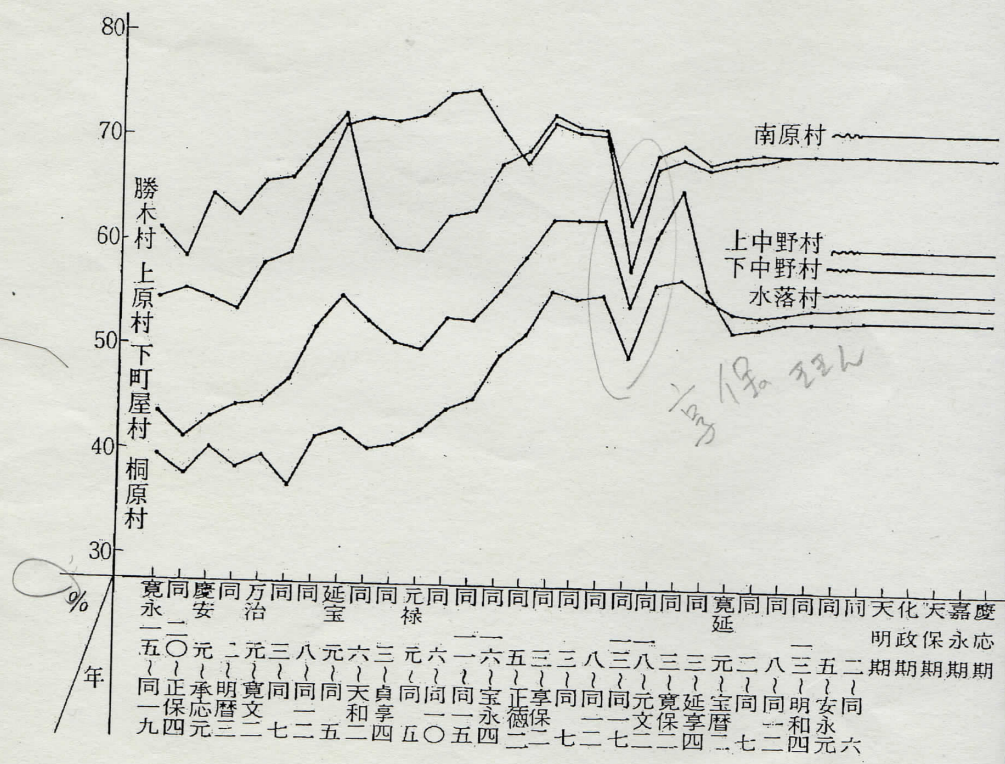
次郎左衛門様

平左衛門様

不身上…資産がなく貧しいこと。

博業…博打

生々世々…生きかわり死にかわりして生を得た世。永遠に。



第4-20図 免の变迁

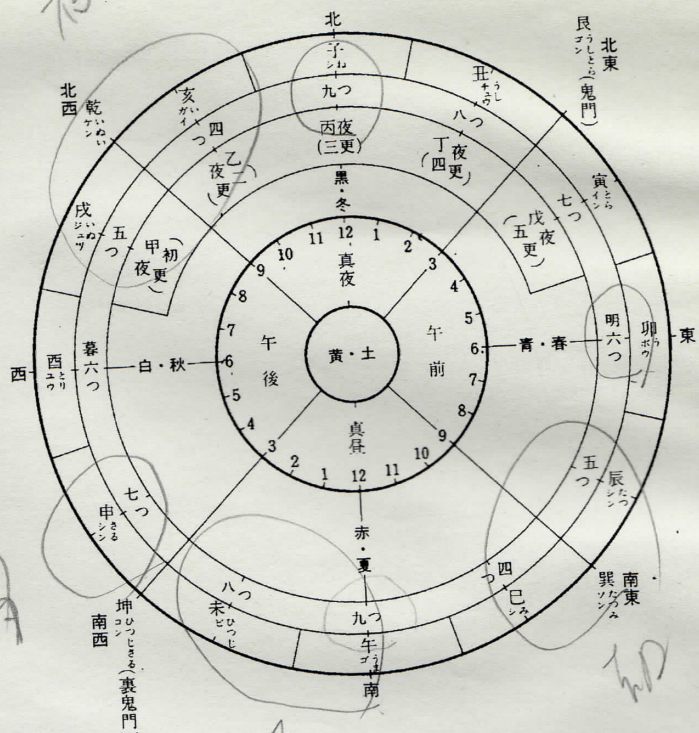


C

広島城下町の支配組織

(一八二〇年頃)

方位・時刻表



A

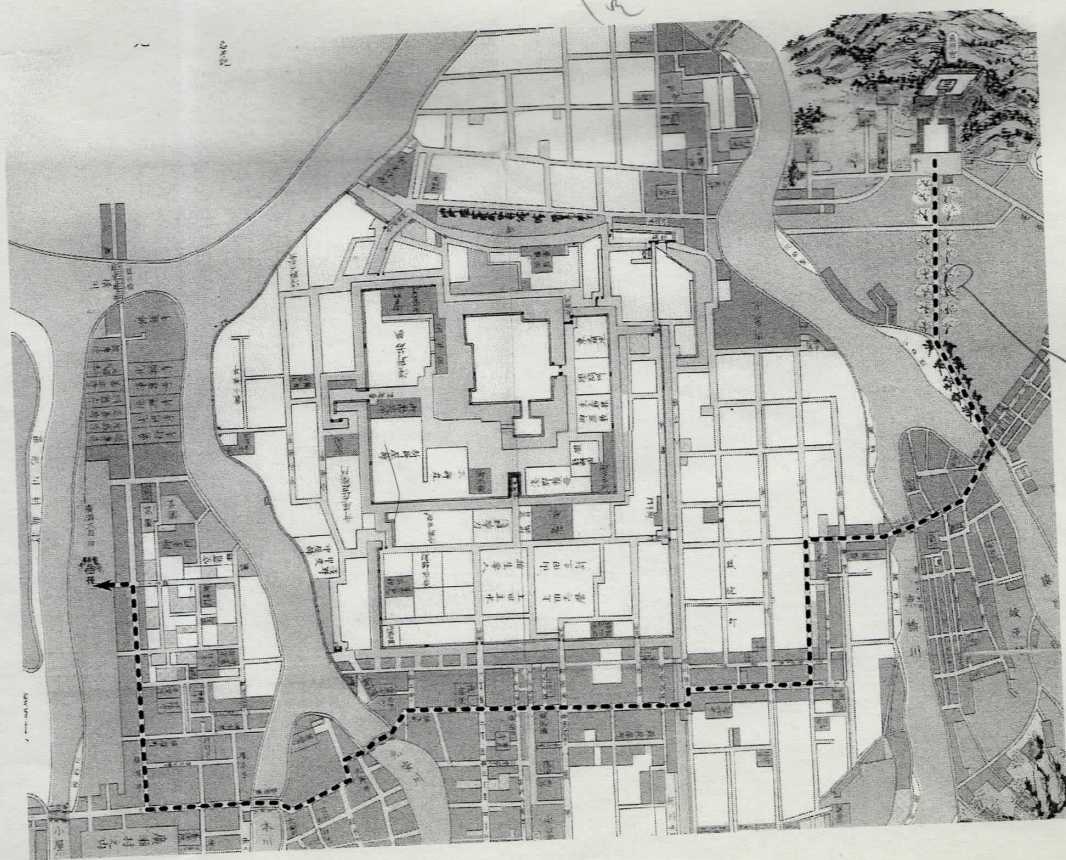
方位・時刻表

(『角川日本史辞典』第二版)

B

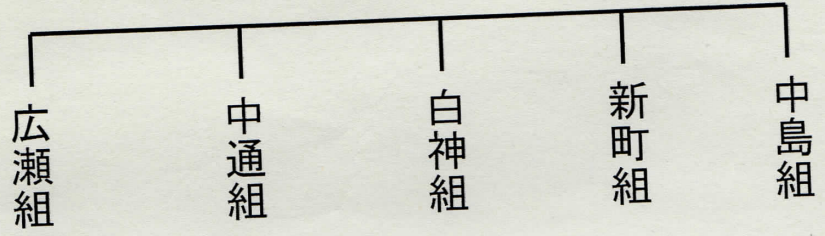
「通り御祭礼」行列の道筋

梅並



大(町)年寄 | 町年寄・組頭

〇、〇、〇、〇



本町 ほんまち  
 材木町 さいもくちよう  
 天神町 てんじんちよう  
 木挽町 こびきちよう  
 新町 しんまち  
 元柳町 もとやなぎちよう

山口町 やまぐちちよう  
 銀山町 かなやまちよう  
 東引御堂町 ひがしひきみどうまち  
 胡町 えびすちよう  
 堀川町 ほりかわちよう  
 斜屋町 ちぎやちよう

石見屋町 いわみやちよう  
 橋本町 はしもとちよう  
 京橋町 きょうはしちよう  
 新愛宕町 しんあたごちよう  
 東柳町 ひがしやなぎちよう  
 稲荷町西組 いなりまちにしぐみ

稲荷町下組 しもぐみ  
 稲荷町中組 なかくみ  
 稲荷町東組 ひがしぐみ  
 猿猴橋町 えんこうはしちよう

一町目 いっちょうめ  
 二町目 にちょうめ  
 三町目 さんちょうめ  
 四町目 しよちょうめ  
 五町目 ごちょうめ  
 六町目 りくちょうめ  
 尾道町 おのみちちよう

塩屋町 しおやちよう  
 紙屋町 かみやちよう  
 猿楽町 さるがくちよう  
 細工町 さいくまち  
 横町 よこまち  
 鳥屋町 とりやちよう

平田屋町 ひらたやちよう  
 播磨屋町 はりまやちよう  
 革屋町 かわやまち  
 西魚屋町 にしうおやちよう  
 中町 なかまち  
 袋町 ふくろまち

研屋町 けんやちよう  
 立町 たてまち  
 東魚屋町 ひがしうおやちよう  
 鉄砲屋町 てっぽうやちよう  
 新川場町 しんせんばちよう  
 竹屋町 たけやちよう

東白島町 ひがしはくしまちよう  
 西白島町 にしはくしまちよう

塚本町 つかもとちよう  
 堺町一町目 さかいまち  
 堺町二町目 さかいまち  
 堺町三町目 さかいまち  
 堺町四町目 さかいまち

猫屋町 ねこやちよう  
 油屋町 あぶらやちよう  
 十日市町 とおかいちまち  
 西引御堂町 にしひきみどうまち  
 鍛冶屋町 かじやちよう

新鍛冶屋町 しんかじやちよう  
 西土手町 にしどてまち  
 唐人町 とうじんまち  
 西大工町 にしだいくまち  
 寺町 てらまち

